**平成２２年（フ）第１３７号**
徳島県名西郡石井町石井字石井1451番地１
債務者　尾賀　潤治
１　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第１３８号**
徳島県板野郡松茂町笹木野字八下35番地２
債務者　赤穂真由美
１　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第１４１号**
徳島市南佐古八番町３番５―103号
債務者　阿部千鶴子
１　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第１５６号**
徳島市北島田町３丁目４番地の１
債務者　八木　美加
１　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第３２７号**
北九州市門司区花月園13番204―202号
債務者　林　美智子
１　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２２年（フ）第３２８号**
北九州市小倉北区三郎丸３丁目16番６―603号
債務者　竹村　秀虎
１　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２２年（フ）第３５３号**
北九州市八幡東区祇園１丁目６番２―505号
債務者　平塚　麗子（旧姓勝田）
１　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２２年（フ）第３６７号**
北九州市八幡西区西折尾町20番12―215号
債務者　森岡　督郎
１　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２２年（フ）第１０３号**
福島県田村郡小野町大字小野新町字舘廻27番地
債務者　圓谷　和徳
１　決定年月日時　平成22年４月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２２年（フ）第１０７号**
福島県郡山市字古川58番地の１　グリーンピア102号
債務者　岩山　敬之
１　決定年月日時　平成22年４月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２２年（フ）第２９０号**
埼玉県川口市芝下１丁目１番36号　介護福祉施設マッシーテラス、旧住所埼玉県川口市大字神戸234番地の１　ウェラハウス神戸
債務者　齊藤　正己
１　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第３０２号**
埼玉県朝霞市岡３丁目８番26号　千山荘105
債務者　渡邊ひろ子
１　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第４００号**
埼玉県川口市大字安行北谷533番地の10
債務者　飯田　荘一
１　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第４５６号**
愛知県一宮市天王２丁目５番１―403号　天王マンション、申立書記載の住所名古屋市守山区森孝１丁目107番地　第一香流荘３棟1103号
債務者　フェイスクルーこと　中尾　政嗣
１　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第３３４号**
兵庫県三木市宿原1270番地の11
債務者　米村　健一
１　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第３３５号**
兵庫県三木市宿原1270番地の11
債務者　米村　　薫
１　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第３８８号**
神戸市垂水区星陵台５丁目11番９号
債務者　北田まゆみ
１　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部